

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 平成27年8月10日（月）から11日（火）
- 2 視察地 愛知県大府市 人口8万9,663人(平成27年8月1日現在)
静岡県藤枝市 人口14万6,737人(平成27年8月1日現在)
- 3 出席委員 高橋伸治、湯沢美恵、岸昭二、加藤勝明、
三宮幸雄、工藤日出夫
- 4 視察事項 大府市議会 ・議会活性化について
・委員会のテーマ活動について
藤枝市議会 ・議会運営全般について
・議会改革の取り組みについて

以上の視察事項について、順次報告いたします。

今、地方議会は、政務活動費の使途の不透明さや活動の実態が市民に分かりにくいなどの理由による、議会不要論を含め厳しい世論にさらされており、平成17年の第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、二元代表制の一翼を担う議事機関としての存在意義が問われています。

このような中で、北本市議会運営委員会は、平成27年6月10日に議長から、地方自治法第109条第3項第3号に基づき、「1. 議会報告会の在り方について」「2. 委員会の活性化について」「3. 議会基本条例の制定に向けての取り組みについて」の諮問を受けています。当委員会は、本件について可及的速やかに調査検討を行い、実行できるものから順次推進することとしています。

このようなことから、当委員会の調査研究に資するため、議会改革に先進的に取り組み、その実行の成果を上げている2市を視察しました。

なお、大府市においては議会運営委員会の委員長が、藤枝市においては議長と議会活性化特別委員会の委員長ほか6人の委員に出席いただき、調査事項について説明いただくとともに、質疑にもお答えいただきました。

はじめに大府市議会の視察概要について報告いたします。

1 大府市議会の概要

議員数は、条例定数19人、現員数19人です。委員会の構成は、総務委員会7人、厚生文教委員会6人、建設消防委員会6人の3委員会があり、議会運営委員会は委員数7人です。

2 議会活性化について

議会活性化については、平成17年9月から18年3月まで「議会活性化検討協議会」で、19年9月から20年2月まで「議会運営検討協議会」で、23年6月から25年5月まで「議会改革・活性化特別委員会」で、25年6月から26年5月まで「議会活性化特別委員会」で取り組んできました。

(1) 一問一答方式

一般質問における一問一答方式の導入は、平成25年3月議会から、また市長等からの反問権については、質問の趣旨・内容に限定して付与しています。

質問は対面方式で行っていますが、1回目は登壇して一括質問し、答弁も一括で行います。2回目以降からは一問一答で件名ごとに行い、質問回数の制限はありません。通告は、全文通告します。全文とは、演壇で質問する件名の内容です。2回目以降の通告はありません。

時間制限は質問・答弁含めて1時間以内で、質問内容は、「議案、請願の内容、議決に影響する部分、関連質問、要望はしない」という申し合わせになっています。

質問の参考となる図表については、事前通告書に添付します。議場で使用する図表の大きさはA2サイズまでとし、質問事項書とともに全議員・傍聴者に配布しています。

なお、議長、副議長、監査委員は一般質問をしないことにしています。

今後の課題は、議員間で更なる研修等を行い、市民に分かりやすい質問となるよう不断の努力をすることを挙げていました。

(2) 電子黒板の導入について

平成20年3月議会から委員会・協議会でのプロジェクター使用を開始し、電子黒板については、26年9月議会から導入しています。電子黒板は可動式とし、議場、全員協議会室、委員会室での使用を可能にしています。

議場における活用としては、2台設置して庁内放送用モニターと同様の映像を映し出すことで、傍聴席から質問者の顔が見え、また、一般質問のパネルを投影することで、議員席や傍聴席から見えるので好評であるとのことでした。

全員協議会室では、執行部からの説明の際に、写真・図表・地図などを投影したり、パソコンに接続し視察受け入れ時の資料説明に使用されています。

委員会室では、執行部からの説明、議員の視察報告、視察受け入れ時の資料説明、委員会別活動における議員間討議、議会だよりの編集会議で使用されています。

課題は、全議員が電子黒板の使用法を熟知していないこと。また、タブレット端末の導入など、さらなる議会のICT化が必要であるということでした。

(3) 議案調査の方法について

定例会では招集告示日のおよそ1週間前に、臨時会では招集告示日に、全議員対象の「議案説明会」を行い、質疑等は行っていないということでした。

なお、議員個人または会派ごとで執行部と議案の調査を行うことはありますが、事前審査の秘密会に触れるおそれがあるので、組織的にまとまって質疑を行うことはしていないとのことでした。

(4) 議会報告会について

議会報告会は実施していないとのことでした。平成25年8月から常任委員会が、所管事務に関する団体との意見交換会を行っています。

3 委員会のテーマ活動について

平成25年6月から常任委員会及び議会運営委員会が閉会中にテーマ活動をしています。

また、決算審査はその結果（評価）を次年度の予算に反映させ、予算決算のP（プラン：計画）・D（ドゥ：実行）・C（チェック：評価）・A（アクト：見直し・改善）のサイクル化を図っています。

この結果、閉会中の委員会活動については、これまでの約5倍、年間150回程度行っています。また、これまで議員間討議は協議会で行っていることから公務災害の対象になりませんでした。平成26年12月議会で会議規則を改正し公務扱いとしています。

さらには、閉会中の委員会活動を活性化することにより、議会事務局職員の事務負担が増えたことから、事務局の人員体制の拡充を行い、かつ会議録作成についての省力化を図るため、音声認識会議録作成支援システムを導入しています。

(1) 閉会中の委員会活動について

毎年6月に、各委員会が所管事項の中から特定のテーマを決定し、関係する市民・団体と情報交換会を実施します。

その後閉会中に議員間討議（意見交換）を行い、そのテーマにあった行政視察を10月から11月に実施しますが、この行政視察には執行部の担当職員も同行します。視察後はさらに議員間討議を重ね、12月から3月にかけて政策提言をまとめます。

政策は条例制定、条例改正、予算審議、政策要望、意見書、計画策定などで、3月または5月議会の本会議で報告します。

平成25年には「地域産業の活性化について」をテーマとし、「大府市中小企業の振興でまちを元気にする条例（市長提案）」の制定につなげています。

(2) 予算から決算審査までのPDCAについて

平成17年の「議会活性化検討協議会」で、決算の在り方について検討し、12月議会で認定していた決算内容を、次年度の予算に反映させることをめざし、18年の議会から9月議会で認定することにしました。このようなことから、それまでの決算特別委員会への付託から常任委員会に分割付託することにしました。

この結果、決算を審査した議員が予算の審査ができるという一貫した流れをつくることができ、決算審査と予算審査をリンクさせたり、これらと連動して市政運営についてのチェックができるようになりました。

さらに平成20年3月の予算審査以降においては、前年9月議会の決算審査で「本年検討する」「次年度以降実施を検討する」と答弁した事項について、各正副委員長が一覧表を作成して執行部に通知しています。この通知した事項については、予算審査の冒頭で執行部から説明を受けています。

例えば、平成25年9月議会での24年度の決算審査における議員の質問（C＝チェック・評価）に対し、執行部が「平成26年で検討（A：アクト＝見直し・改善）します」と答弁した場合、26年3月議会での26年度予算審議にあたり、執行部から決算審査時の答弁が当該年度予算等にどのように反映されたかの説明（P：プラン＝予算措置等、D：ドゥ＝実行）を受けます。このうえで、27年9月議会で26年度の決算審査において、26年度で確実に実施されたか確認（C＝チェック・評価）のうえ、さらに再質問（A：アクト＝見直し・改善）をするサイクル化を「予算—決算審査のP D C Aサイクル化」と呼んでいます。

（3）議会改革の成果と今後の課題について

議会改革の成果は、これまで報告したものの他、①議長選挙に伴う所信表明を平成23年から、②大府市議会議員政治倫理条例の制定を24年6月議会で、③政務活動費での宿泊費の実費精算制の実施を25年4月から、④議員個人の表決の賛否の公表、賛否の討論、政務活動費収支報告を議会だよりに掲載し、それぞれ実施しています。

今後の課題は、予算から決算審査までのP D C Aサイクル化について各委員会間で取り組みに差が出ないように、さらなる委員の力量のアップや仕組みの標準化、この取り組みを市民に見える化することの推進が求められているとのことでした。

次に藤枝市議会の視察概要について報告いたします。

1 藤枝市議会の概要

議員数は、条例定数22人、現員数22人です。委員会の構成は、総務文教委員会8人、健康福祉委員会7人、建設経済環境委員会7人の3委員会があり、議会運営委員会は委員数9人です。

2 議会運営全般について

議会活性化に向けた改革は、平成17年「議会運営等活性化委員会」から始まり、20年議長の諮問による「議会活性化検討会」の設置、22年「第14期議会運営等活性化委員会」の設置、24年「議会活性化特別委員会」を設置し、今日まで継続して取り組んでいます。

(1) 一問一答方式の導入について

一般質問における一問一答方式は、平成18年6月議会から再質問以降を「包括方式」と「一問一答方式」の選択制を導入し、22年6月議会より再質問以降は選択制を廃止し、すべて一問一答方式にしました。回数の制限はありません。

また、平成26年4月1日施行の藤枝市議会基本条例では、「市長等は本会議および委員会において、議員の質問又は質疑に対して反問することができる」としています。

(2) 議会基本条例について

議会基本条例は、議会活性化委員会等の検討を受け、平成26年3月議会で制定しました。特徴は、市民に分かりやすくを念頭に、条文は「です・ます調」とするとともに、極力難解な言葉を避けています。

議会基本条例の制定は、市民の議会に対する批判・不信に応えることを目指し、「二元代表の中での議会の使命」「議会・議員の活動原則」「公平性と透明性の確保」「積極的な情報公開」「政務活動等への市民参加の推進」「政策立案・政策提言」「執行部との緊張感の保持」「議員の資質の向上」「議会を支える事務局体制の整備」などを規定しました。

平成26年4月1日施行後、議員の意識は確実に変わりつつあるとのことでした。

(3) 議会報告会（議会タウンミーティング）の開催

議会報告会（議会タウンミーティング）は、市民に開かれた議会を目指し、議会に関する報告や市民との意見交換をとおり、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させることを目的に、平成22年から毎年1回開催しています。

実施方法は、全議員を3班に分けそれぞれの班が市内公共施設で開催し、議会の報告よりも市民の意見を聞くことに重点を置いています。開催の周知については、市広報誌、議会だより、議会ホームページ、議会広報広聴委員会委員や全議員参加により駅前やイベント会場でチラシの配布などを行っています。

課題は、参加者が固定化し、若者や女性の参加が少ないことなどから市民の関心を高めるさらなる努力が必要であること。また意見交換での質問に対し、的確な回答ができないこともあり、反省点として挙げています。

(4) ノートパソコン、タブレット端末機等の会議持込みについて

ICT化は、平成26年に議会活性化特別委員会で「タブレット端末機導入」について検討開始し、26年6月議会より市民から議員への連絡手段としての議員個人メールアドレスを議会ホームページへ掲載し公開しました。

平成26年9月議会からは本会議、委員会へ個人所有のタブレット端末機やノートパソコン等電子機器の持ち込みを議員、執行部とも可能としました。ただし、外部への通信（インターネット、メール）は禁止しています。

平成 26 年 10 月には、議員への通知についてのペーパーレス化を念頭に、FAX やレターケースへの投函から携帯へのメール配信に切り替えました。現在は、今年度中にタブレット端末機の本格的導入に向けて準備しています。

3 予算委員会・決算委員会と常任委員会とのリンクについて

行政評価システムを導入し「藤枝型新公共経営推進PDCAサイクル」で市政経営を進めています。

例えば、P（プラン）で、当該年度戦略方針を決定し、それを受け部局経営方針の決定後予算編成・決定します。その後、予算案を議会へ提出。議会は予算特別委員会で審査し、可決後執行部がD（ドゥ）として、施策・事業を実施します。平行して議会は常任委員会で当該年度の事業進捗を検証し、次にC（チェック）として各部において全事業の行政評価を行うとともに議会決算特別委員会でチェックを行い、A（アクト）として次年度予算への改善を提言して、次年度予算にどのように反映されているかを予算特別委員会で検証しています。

予算委員会・決算委員会と常任委員会とのリンクについては、平成 22 年議長からの諮問による議会運営に関する検討の中で、常任委員会の数と所管を見直し、予算及び決算特別委員会の設置を決めました。

（1）決算特別委員会での事業評価と次年度予算への反映について

議員定数 22 人を、予算及び決算特別委員会ではそれぞれ 11 人としています。決算特別委員会は、毎年 6 月議会で設置し、8 月初旬一般会計全事業約 1,100 事業から 200 事業前後を抽出し、そこから各委員が抽出した事業評価を集約し、最終的に 40 事業を評価対象事業とします。その上で執行部に「決算審査用事業評価調書」の提出を依頼し、決算審査とつなげています。

決算審査での事業評価は、各委員の評価内容、意見等を整理し、事業進捗についての評価、課題解決に向けた意見、提案、新年度予算への反映内容について取りまとめ、10 月下旬に、決算特別委員会として、次年度予算編成に向けての「提言書」を市長に提出しています。

（2）常任委員会の充実

平成 22 年 3 月に常任委員会の数を 4 委員会から 3 委員会にしています。これを機に、予算特別委員会と決算特別委員会を新設し、予算審査、決算審査を除く常任委員会の新たな役割を決めました。

各常任委員会は、決算特別委員会の提言した事業や当該年度の主要事業の進捗度を 6 月と 11 月定例会の中でチェックし、各事業における課題や次年度の予算編成に向けて、11 月定例会最終日に市長に提言しています。また、所管する市民団体と意見交換を行い、委員間討議を重ね、正副委員長が取りまとめて市長に政策提言します。

4 議会改革の取り組みについて

議会改革活性化の取り組みは、既に報告した事項以外にも積極的に推進しています。

例としては、平成21年には第5次藤枝市総合計画特別委員会を設置し、翌22年2月議会で「第5次藤枝市総合計画」策定に向けて提言しています。また、22年5月市議会で、広報委員会から市議会広報広聴委員会に名称等を変更しました。23年11月からは、上程議案に対する議員個人の賛否の公表、賛否の討論を議会だよりやホームページへの掲載で公表しています。

今後も継続して、議会活性化特別委員会等で議会改革活性化に取り組んでいきますとのことでした。

5 その他

平成27年3月に取りまとめた、北本市の「将来的な人口減少に対応したまちづくりのための調査研究」報告書の第2章歳出抑制策の抽出と効果の検討では、例として、藤枝市が取り組んでいる「ふじえだ健康マイレージ」事業が取り上げられています。

この報告書では、後期高齢者医療特別会計決算額で「北本市は藤枝市よりも75歳以上人口一人当たりの額が16,837円高い」こと、国民健康保険特別会計決算額では「北本市は藤枝市よりも被保険者一人当たりの額が63,563円高い」ことなどが報告されています。

この健康寿命を延ばす目的の事業について、執行部の行政評価と議会の評価を踏まえ、日々その改善に取り組んでいる結果であろうと推測できるものです。

以上、報告いたします。

当委員会は、このたびの行政視察の資料分析を進めるとともに、さらに他市の取り組みの状況を収集し、委員間討議を充実させ、議長から諮問された事項の他、市民に開かれた議会、市民に向き合い、市民と対話する議会、政策立案、政策提言できる議会へと、議会改革活性化に向けて取り組んでまいります。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

平成27年8月27日

北本市議会運営委員会
委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 三 宮 幸 雄 様